

仕様書

1 委託業務の名称

「第28回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」宮城県ブース出展及び設置等業務

2 委託業務の目的

「第28回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」に宮城県の水産物を広くPRするための展示ブースを設置し、そのブースに出展する事業者に対し、首都圏を中心としたバイヤーとの商談機会を提供することで、宮城県水産加工品等の販路開拓を図る。

3 出展概要

- (1) 催事名 第28回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー
- (2) 開催日 令和8年8月19日（水）から8月21日（金）までの3日間
- (3) 会場 東京ビッグサイト 東館
- (4) 出展スペース 24小間分

4 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

5 委託業務内容

- (1) 宮城県ブースの装飾デザイン、運営、施工及び撤去

ア 出展者用展示ブースの共通備品の設置

(ア) システムパネル等（パラペット・補強用部材を含む）：24小間分

※ただし、宮城県PR用小間は2小間を連続して使用するため、小間と小間の間のシステムパネルは不要。

(イ) 社名板（出展者名を明確にし、統一デザインとすること）：24小間分（23枚）

なお、ブースの配置方法等は、来場者に訴求力のあるレイアウトを提案すること。

イ 宮城県PR用小間の設置（2小間分）

PR用小間は2小間とし、設置する備品等は下表のとおりとする。

名称	数量	単位	備考
テーブル（W1, 200mm×D600mm×H700mm）	3	台	
テーブル（W1, 500mm×D600mm×H700mm）	1	台	
イス	2	脚	
白布（上記テーブル用）	4	式	
カタログスタンド（A4 6段）	2	台	
LED スポットライト（アームなし）	2	灯	

※電気工事は、受注者で手配することとする。

ウ 宮城県ブースの装飾デザイン・運営全般（24小間分）

(ア) 来場者に宮城県及び出展者を一体的かつ効果的にアピールできるような装飾デザインを提案すること。

(イ) 出展者用展示ブースは展示・接客できるスペースを確保し、各出展者が自社ブースへ容易

に出入りできるレイアウトとすること。

(ウ) のぼり（ポール含む）及びフラッグ（3,000mm×2,400mm）については必要に応じて発注者が随時貸与する。

(エ) フラッグ、のぼり等の発注者の備品等の輸送費及び輸送手配（返送含む）は当該委託業務に含める。

(オ) 商談会開催日前日の午後1時頃までに、各出展者が展示の準備を開始できるように施工すること。

(カ) 会期中に装飾部分の破損等の障害が生じた場合は直ちに対応できる体制を整えておくこと。

(2) バイヤー向け出展企業の商品紹介印刷物（パンフレット）の作成

ア A3両面4色カラーの二つ折りとし、出展者の商品を紹介すること。作成に必要な情報は、受注者が出展事業者から収集すること。

イ デザインは、来場者に宮城県及び宮城県産水産加工品等を効果的にアピールできるようなデザインを提案すること。

ウ 作成部数は1,000部とする。

エ デザイン及び掲載内容の校正については2回程度行うこととする。

(3) 手提袋の作成

ア 手提袋の規格は、4C/0 A2コート紙（PP加工）157g/m² 横470mm×縦340mm×マチ110mmとし、持ち手は紐の肩掛けタイプとする。

イ 写真やイラスト等を効果的に活用の上、宮城県ブースの外観と関連を持たせたデザインを提案すること。

ウ 作成部数は1,000部とする。

(4) ホームページでの広告掲載

「第28回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」のホームページに宮城県ブースの広告を掲載すること。

(5) アンケート調査

催事終了後に出展者に対し、次の事項を含めたアンケート調査を実施し、その結果を以下7の業務完了報告書により報告すること。

アンケート事項：商談結果（成約、商談、不成立の各件数、成約額等）、来場者の数や内容

(6) その他

ア 主催者への出展申し込みは発注者が行い、必要な情報の入力、各出展者が行う。

イ 県PR用の2小間分の出展小間料金（170,000円（税抜）×2小間）は、委託料に含めることとする。

ウ 出展小間料の公式割引分（24小間分10%割引18,700円（税込））×24小間=448,800円）は、全て県に適用し、委託料から差し引くこととする。

エ 出展小間料金（170,000円（税抜））は、各出展者が負担する。

オ 冷蔵ケース、机、椅子等の必要な経費は、各出展者が主催者に直接申し込むこととし、その費用は各出展者が負担する。

カ 各出展者の応募状況によっては、小間数を減らす場合がある。その場合は、変更契約の協議をすることとする。

キ そのほか、出展に当たり必要な手続き等については、受注者が行うこととする。

6 包括的事項

- (1) 受注者は必要に応じて、随時発注者と打合せを行うこと。
- (2) 発注者は必要に応じて、発注者が所有するPRポスターなどの販促材や資料等を受注者に随時貸与又は提供する。
なお、貸与した販促材等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
- (3) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部水産業振興課に1部納品すること。
- (4) 本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (6) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範ちゅうを超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

7 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 実績報告書 1部
- (3) 本業務において制作したデータ一式
- (4) (1)～(3)の電子データを記録したCD等 1部

8 その他

- (1) 本業務による製作物の著作権等の諸権利は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の着手・実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整の上で行うものとし、その進行状況については、随時発注者に報告すること。
- (3) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の間でその都度協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、発注者と受注者との協議により決定する。
- (5) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。